

地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

藤井寺市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号 ()
代理者 名 称 等
電話番号 ()

法第 5 8 条の 2 第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

備考

1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

受 付 欄	
変更前の届出書の 受付番号	

地区計画等の区域内における行為の変更届出書について

～届出の手続き～

1 届出期間

変更に係る工事着手の30日前までとなっています。なお、計画変更確認申請を伴う場合には、確認申請前に届出の手続きを行ってください。

2 届出部数

2部提出してください。

～届出が必要な行為と添付図書～

次の図面のうち変更に係るもの（担当課にご相談ください。）を添付してください。また、図面には、「変更に係る部分」及び「その部分が地区整備計画の建築物等の制限に適合している状況」を明記してください。

届出に係る行為	添付図書
土地の区画形質の変更	<u>位置図</u> （縮尺1，000分の1以上のもの） <u>設計図</u> （縮尺100分の1以上のもの） 委任状（＊5）
建築物の新築、増築、改築、 移転（＊1）	位置図（縮尺1，000分の1以上のもの） <u>配置図</u> （縮尺100分の1以上のもの） <u>緑化施設平面図</u> （縮尺100分の1以上のもの）（＊6） <u>平面図</u> （縮尺50分の1以上のもの） <u>立面図</u> （縮尺50分の1以上のもの） 委任状（＊5）
工作物の建設	同上
建築物等の用途の変更 （＊2）	同上
建築物等の形態又は意匠の 変更（＊3）	位置図（縮尺1，000分の1以上のもの） <u>配置図</u> （縮尺100分の1以上のもの） <u>立面図</u> （縮尺50分の1以上のもの） 委任状（＊5）
木竹の伐採 （＊4）	位置図（縮尺1，000分の1以上のもの） <u>区域図</u> （縮尺1，000分の1以上のもの） <u>施工図</u> （縮尺100分の1以上のもの） 委任状（＊5）

備考

＊1 確認申請を伴わない増築等も含みます。

＊2 「地区整備計画」で「建築物の用途の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

＊3 「地区整備計画」で「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

＊4 「地区整備計画」で「樹林地等の保全に関する事項」が定められている場合のみ届出が必要です。

＊5 委任された設計者等の連絡先を記入してください。

＊6 緑化施設平面図は、「地区整備計画」で「建築物の緑化率の最低限度」が定められている場合のみ必要です。

~~~~~で示された図書は、法律により添付することが定められています。また、立面図は2面以上必要です。